

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

奥出雲町 税務課

奥出雲町内に事業用償却資産を所有されている方は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、当該償却資産の申告が義務付けられておりますので、下記要領により申告書を作成のうえ、期限内にご提出いただきますようお願い致します。

また、申告いただいた内容について確認調査のため、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行う場合がありますので、ご理解のほど、お願ひいたします。

1. 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といいます。したがって、例えば、ミシンを家庭用として使用している場合には、課税対象となりませんが、縫製工場等で事業用として使用する場合は償却資産として課税の対象となります。

なお、① 耐用年数1年未満の資産

- ② 取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算出されたもの（いわゆる少額償却）
- ③ 取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの（一括償却資産）
- ④ 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの

は、課税の対象なりません。（②③の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行なっているものは課税の対象となります。）

2. 申告をしていただく方

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店などを営んでいる方、駐車場やアパートを貸付けている方など）のうち、**令和8年1月1日現在事業用の償却資産を所有される方**です。リース資産は、リース会社が申告することになっています。令和7年12月末日までに、奥出雲町内でのすべての事業を廃止・解散・休業された場合は、申告書に事業の廃止・解散・休業年月日とその事由を記載し提出する必要があります。

3. 申告すべき資産（「主な償却資産」は裏面参照してください。）

令和8年1月1日現在において奥出雲町内に所在する事業用資産（自己の使用のものほか他人に貸付けているものも含みます）について申告してください。

⇒ 税務署への個人又は法人の確定申告において、減価償却費として費用計上している資産と原則一致します。

（平成20年度の税制改正において耐用年数省令が改正されています。）

4. 提出書類

- ① 令和8年度償却資産申告書
- ② 種類別明細書（増加資産用）*該当の場合のみ
- ③ 種類別明細書（減少資産用）*該当の場合のみ
- ④ 種類別明細書（全資産用）*全資産申告される場合に使用（様式は、増加資産用と兼用）

※①～④の書式について、控えが必要な場合は、適宜コピーしてください。提出時に役場でコピーを依頼される場合は白黒の場合は、1部10円必要となります。

- * ①～④は独自電算用紙で提出いただいても構いません。
- * 対象資産がない又は資産の増減がない方は、①の備考欄について回答し提出ください。
- * 申告書(控)の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- * 奥出雲町ホームページにて様式のダウンロードができます。

償却資産申告書の提出期限は 令和8年2月2日（月）です。

5. 評価額の算出方法

* 「理論帳簿価額」は、平成20年度税制改正に伴い廃止されました。

前年中に取得したもの 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)

前年前に取得したもの 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

* 評価額の減価率は旧定率法（下表）を参照ください。評価額の下限（最低限度）は取得価格の5%となります。

○減価率表（旧定率法）と主な償却資産一覧

資産種類	主な課税対象	耐用年数	主な課税対象	耐用年数	主な課税対象	耐用年数
構築物	簡易な間仕切り アスファルト舗装路面	3 10	コンクリート舗装路面 コンクリート造下水道	15 15	ブロック塀 庭園	15 20
機械及び装置	総合工事用設備 農業用設備 飲食店用設備 ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	6 7 8 8	飲食料品小売業用 食料品製造業用 飲料、たばこ又は 飼料製造業用 飲食料品卸売業用	9 10 10	宿泊業用設備 道路貨物運送業用 倉庫業用設備 洗濯業、理容業、美容業 又は浴場業用	10 12 12 13
車両及び運搬具	フォークリフト	4	台車 金属製のもの その他のもの	7 4	その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	7 4
※注 自動車税や軽自動車税が課税されるものは課税の対象となりませんが、大型特殊自動車（0、00～09、000～099、9、90～99、900～999ナンバー）は課税の対象となります。						
工具、器具及び備品	電子計算機：パソコン 電子計算機：サーバー プリンター テレビ	4 5 5 5	複写機・レジスター 応接セット接客業用 厨房用品（陶磁器製又は ガラス製のもの以外） 理容・美容機器 陳列棚（ケース）冷凍機付	5 5 5 5 6	電話・通信設備 冷暖房機器 電気冷蔵庫・冷凍庫 事務用机・イス非金属製 陳列棚（ケース）冷凍機無 事務用机・イス金属製	6 6 6 8 8 15

6. 記載方法

- 令和8年度償却資産申告書に住所、氏名、電話番号を必ず記載してください。
- 内容について確認する場合がありますので、担当者名を必ず記載してください。
- 廃止・解散・休業等の事由がある場合は、「備考」欄にその旨を記載してください。
- 資産が増加した場合 及び 新たに資産を取得した場合種類別明細書（増加資産・全資産用）にも氏名を記載し、増加した資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価格・耐用年数を漏れなく記載してください。（耐用年数は、所得税の減価償却と同じです。）
- 「取得年月」の年号は、1—明治、2—大正、3—昭和、4—平成、5—令和（例：令和8年の場合、「508」）
- 「評価額」計算は、必須ではありません。

*資産が減少した場合

- 減少とは、減失・売却に該当するものです。耐用年数切れは減少にはなりません。現に事業の用に供している資産は計上する必要があります。

7. その他（税額等）

- 税率は1.55%です。課税標準額が150万円に満たない場合は、免税点未満のため課税されません。
- 評価額の減価償却は旧定率法で行います。理論帳簿価格については、平成20年度税制改正に伴い廃止されました。
- 地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行う場合がありますが、その際はご協力をお願い致します。
- 正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法第386条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第358条の規定により、罰金を科されることがあります。
- 課税標準額の特例等を受けようとする場合には、その内容が分かるものを添付してください。